

令和8年熊本地震の被災者支援のため、避難所として普通教室等の活用の検討をお願いするものです。

8 文科施第351号
令和8年7月29日

関係都道府県教育委員会教育長
関係指定都市教育委員会教育長
関係都道府県知事
関係国公立大学法人の長 殿
大学を設置する関係地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

蝦名 喜之

総合教育政策局長

塩見 みづ枝

初等中等教育局長

望月 禎

高等教育局長

合田 哲雄

令和8年熊本地震における避難所としての普通教室等の活用について
(通知)

現在、令和8年熊本地震により被災した方々を受け入れるため、現在、多くの学校施設が避難所として利用されている状況です。一方、被災地では気温が高い日が続くことが予報されており、熱中症が懸念されているところですが、通常避難所として利用される学校体育館や武道場には空調設備が設置されていないところも多い状況です。

については、人命を第一とし、良好な避難環境を確保するため、各学校の設置者におかれては、地域の実情を踏まえ、自治体の防災担当部局と連携しつつ、普通教室その他空調設備が設置された学校施設を活用して被災した方々を受け入れることについても御検討くださいますようお願いいたします。

本件について、関係都道府県教育委員会教育長においては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、関係都道府県知事においては所轄の学校法人等に対して、学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた関係地方公共団体の長においては所轄の学校設置会社に対して、本通知について周知くださるようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付企画係
（電話） 03-6734-2319 （メール） bousai@mext.go.jp